

経済財政運営と改革の基本方針 2020 について

〔 令和 2 年 7 月 17 日 〕
〔 閣 議 決 定 〕

経済財政運営と改革の基本方針 2020 を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2020
～危機の克服、そして新しい未来へ～

令和2年7月17日

経済財政運営と改革の基本方針 2020 (目次)

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と 新しい未来に向けて _____ 1

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況
— 我が国が直面するコロナのグローバル危機
 - (1) 感染症の拡大を受けた現下の我が国経済の状況
 - (2) コロナの時代の国際政治・経済・社会情勢 — 国際秩序の揺らぎ
2. ポストコロナ時代の新しい未来
3. 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く
— 「ウィズコロナ」の経済戦略と激甚化・頻発化する災害への対応
4. 「新たな日常」の実現
5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革
 - (1) 当面の経済財政運営と令和3年度予算編成に向けた考え方
 - (2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く _____ 8

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略
 - (1) 医療提供体制等の強化
 - (2) 雇用の維持と生活の下支え
 - (3) 事業の継続と金融システムの安定維持
 - (4) 消費など国内需要の喚起
2. 防災・減災、国土強靱化 — 激甚化・頻発化する災害への対応
3. 東日本大震災等からの復興
 - (1) 東日本大震災からの復興・再生
 - (2) 近年の自然災害からの復興

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (デジタルニューディール)

(1) 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行

- ① デジタル・ガバメント実行計画の見直し及び施策の実現の加速化
- ② マイナンバー制度の抜本的改善
- ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速
- ④ 分野間データ連携基盤の構築、オープンデータ化の推進

(2) デジタルトランスフォーメーションの推進

(3) 新しい働き方・暮らし方

- ① 働き方改革
- ② 少子化対策・女性活躍
- ③ 教育・医療等のオンライン化
- ④ 公務員制度改革

(4) 変化を加速するための制度・慣行の見直し

- ① 書面・押印・対面主義からの脱却等
- ② デジタル時代に向けた規制改革の推進

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

- ① スマートシティの社会実装の加速
- ② 二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出
- ③ 地域の中小企業の経営人材の確保
- ④ 地方都市の活性化に向けた環境整備
- ⑤ 公共サービスにおける民間活用
- ⑥ 持続可能な地方自治体の実現等

(2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化

- ① 観光の活性化
- ② 農林水産業の活性化
- ③ 中堅・中小企業・小規模事業者への支援
- ④ 海外経済の活力の取込み
- ⑤ スポーツ・文化芸術の力

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上

(1) 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

- ① 初等中等教育改革等
- ② 大学改革等

- ③ リカレント教育
- (2) 科学技術・イノベーションの加速

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

- (1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築
 - ① 「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等
 - ② 「新たな日常」に対応した予防・健康づくり、重症化予防の推進
- (2) 所得向上策の推進、格差拡大の防止
 - ① 就職氷河期世代への支援
 - ② 最低賃金の引上げ
- (3) 社会的連帯や支え合いの醸成

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

- (1) 自由で公正なルールに基づく国際経済体制
- (2) 国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力
- (3) サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築
- (4) 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」は、現下の情勢下では政府として新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、令和3年度概算要求の仕組みや手続をできる限り簡素なものとする 것과歩調を合わせ、記載内容を絞り込み、今後の政策対応の大きな方向性に重点を置いたものとしている。「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）のうち、本基本方針に記載が無い項目についても、引き続き着実に実施する。

③ 中堅・中小企業・小規模事業者への支援

働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げの流れの継続、インボイスの円滑な導入、DXの進展、目下のコロナ危機など、相次ぐ制度改正や社会変革に対応するため、以下の取組を推進し、世界に冠たる地域の価値創造企業を生み出す。

中小企業から中堅企業への成長阻害要因の除去による企業規模拡大や、付加価値増大によって生産性向上を後押しする。「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を開催し、下請法⁶³の振興基準遵守に向けた個社の自主行動宣言を通じて、労務費の価格転嫁など中小企業と発注側との協議を促進するほか、知財を含む取引ルール強化を図る。「第三者承継支援総合パッケージ」に基づき、後継者不在の中小企業の事業継承を後押しする。事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進する。

複数の中小企業が連携してデータ・情報を共有し、サプライチェーン全体を効率化する取組や中堅・中小企業と大学等が連携して事業化する取組について重点的に支援する。

④ 海外経済の活力の取込み

海外経済の活力を地方へより一層、取り込むため、上記やインフラシステム海外展開の取組に加えて、対日直接投資や中小企業の海外展開の更なる拡大に取り組む。

対日直接投資の一層の促進に向け、来年春までに、次期KPIを含む中長期戦略を策定する。関係府省連携の下、訪日観光・農林水産品輸出・対日直接投資の3分野の一体的推進に取り組む。海外のスタートアップやベンチャーキャピタル等と地域の日本企業とのオープンイノベーションプラットフォーム構築を本年度中に行う。司法分野でのICT化・AI技術活用を推進し、国際仲裁等の紛争解決手続や法令外国語訳へのアクセスを強化する⁶⁴。なお、安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。

中小企業の海外展開について、越境ECやクラウドファンディングなどの販路開拓や経営の合理化に資する新たなサービスの担い手を活用する仕組みを構築し、中小企業の海外市場の獲得支援を強化する。海外渡航が困難な中堅・中小企業の急増を踏まえ、JETROにおけるオンライン商談支援や越境ECなどのデジタル化の取組を進め、非対面・遠隔での海外展開を推進する。小規模事業者であっても海外展開の出口段階に到達できるよう、事業者の規模に応じたきめ細かい支援を行うなど、海外展開が遅れている地方への支援を充実させる。

⑤ スポーツ・文化芸術の力

歴史あるイベントや伝統行事等が中止され、活動の自粛が余儀なくされる中、スポーツ・文化芸術の灯を守り抜き、国民が再び活力と潤いのある豊かな生活を取り戻すことができるよう、スポーツ・文化芸術活動の再開・継続・発展を力強く支援する。

⁶³ 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）。

⁶⁴ 「民事司法制度改革の推進について」（令和2年3月10日民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議申合せ）に基づく。